

平成30年度 公益目的支出計画実施報告書

〔 自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日 〕

一般社団法人全国日本学士会

手続No	B43-1
手続名	公益目的支出計画実施報告書等の提出

事業年度	平成	30	年度
	自	平成30年4月1日	
	至	平成31年3月31日	

申請事務担当者	氏名	岡田 和男
	電話番号	075-724-6500
	電子メールアドレス	kazuo.okada1213@gmail.com

○事前入力項目

実施事業（公益目的事業）の数（別ファイル：01公（エクセル））	0
実施事業（継続事業）の数（別ファイル：02継（エクセル））	2
実施事業（特定寄附）の数（別ファイル：03寄（エクセル））	0
以下の様式のうち必要に応じて作成したものを選択してください。	
共（4）	

目次

エラー
チェック

表紙
表紙
提出書
公益目的支出計画実施報告書等の提出について
別紙1：法人の基本情報
別紙2：公益目的支出計画実施報告書
公益目的支出計画実施報告書
(1) 実施事業（公益目的事業）の状況等 実施事業（公益目的事業）の状況等は、別途ダウンロードして下さい。
(2) 実施事業（継続事業）の状況等 実施事業（継続事業）の状況等は、別途ダウンロードして下さい。
(3) 特定寄附の状況等 特定寄附の状況等は、別途ダウンロードして下さい。
(4) 実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について
別表A 公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて
別表B 引当金等の明細

令和元年6月24日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

法人の名称 一般社団法人全国日本学士会

代表者の氏名 真栄城徳佳

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1：法人の基本情報】

法人コード	A022851
-------	---------

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシヤダンハウジンゼンコクニホンガクシカイ			
法人の名称	一般社団法人全国日本学士会			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	606-8236	京都府	京都市左京区田中大久保町7番地	
代表電話番号	075-724-6500	内線		FAX番号 075-722-3002
代表電子メールアドレス	kazuo.okada1213@gmail.com,k.okada@cyber.ocn.ne			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	http://academic-soc.jp/			
代表者の氏名	真栄城徳佳			
事業年度	04 月 01 日～ 03 月 31 日			
事業の概要	全国日本学士会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員の知性、教養及び経験を活用して、教育・学術及び文化の振興に寄与するため、顕彰及び助成、講演会・セミナー等開催、機関誌刊行などの必要な事業を実施する。			

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の概要】

1. 公益目的財産額	28,971,992 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	18,599,692 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	15,323,020 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	5,191,672 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	1,915,000 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	10,372,300 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
<p>計画作成時点の見込みに比べ、当該事業年度の公益目的支出額並びに実施事業収入の額が上回ったものの、公益目的収支差額の計画額との差額は12万円程度であり、また、公益目的支出計画の実施期間が残り6年であること、さらには今後の実施事業の規模を鑑みても実施期間に関して影響はないと考える。</p>	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	平成36年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	28,971,992 円	28,971,992 円	28,971,992 円	28,971,992 円	28,971,992 円
公益目的収支差額	12,630,000 円	15,323,020 円	15,787,500 円	18,599,692 円	18,945,000 円
公益目的支出の額	4,707,500 円	5,460,988 円	4,707,500 円	5,191,672 円	4,707,500 円
実施事業収入の額	1,550,000 円	1,710,000 円	1,550,000 円	1,915,000 円	1,550,000 円
公益目的財産残額	16,341,992 円	13,648,972 円	13,184,492 円	10,372,300 円	10,026,992 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	1	表彰事業

(1) 計画記載事項

事業の概要
<p>(1)趣旨 我が国及び世界の教育・学術及び文化の振興・発展に功労顕著と認められる個人に対しアカデミア賞を授与することを通じ、教育・学術及び文化の振興を図る。</p> <p>(2)アカデミア賞 【事業内容】 アカデミア賞の次の各部門に該当する個人に対してアカデミア賞を贈呈し、副賞として金30万円及びメダルを授与する。 文化部門:教育、学術等の文化の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者 社会部門:医療、福祉及び産業(科学技術)の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者 国際部門:教育、学術、医療及び福祉等の国際交流に優れた業績と顕著な功績が認められる者 【募集方法】(推薦) 全国の会員約400名に対し、国内外から広く受賞候補者の推薦を要請 【選考方法】 「アカデミア賞規程」・「アカデミア賞受賞者選考細則」(注1)の定めに沿って選考 ・理事会のもとに設置されたアカデミア賞受賞候補者選考委員会(注2)が、候補者の推薦を依頼 ・推薦書・資料等に基づき、選考委員会委員による書類選考・情報収集 ・選考委員会において、理事会に推薦する候補者の選考・決定 ・理事会において、受賞者決定 【公表】 受賞者の業績概要の印刷・配付、HPへの掲載、授賞式及び記念講演の開催を通じ、広く社会一般に公表</p> <p>(3)財源等 特定資産運用益(特定資産受取利息)及び受取寄付金(受取表彰事業協賛金)を財源とする</p> <p>(4)規程・細則 『社団法人全国日本学士会 アカデミア賞規程』(平成23年7月29日 理事会決定)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、社団法人全国日本学士会(以下「本会」という。)定款第5条第1号に基づき、教育・学術及び文化の振興・発展に功労顕著と認められる者を顕彰することに関し、必要な事項を定める。 (表彰) 第2条 本会にアカデミア賞を設け、次に該当する者を顕彰する。 「文化部門」 教育、学術等の文化の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者 「社会部門」 環境、医療、福祉及び産業(科学技術)等、社会の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者 「国際部門」 教育、学術、環境、医療及び福祉等の国際交流に優れた業績と顕著な功績が認められる者 (受賞者の決定) 第3条 受賞者は、選考委員会において選考し、理事会で決定する。 2 受賞者数は、各部門合わせ、若干名とする。 (受賞者の顕彰) 第4条 受賞者には、賞状及び副賞を授与する。 (選考方法) 第5条 受賞者の選考に関し、必要な事項は別に定める。 (補則) 第6条 本規程の改正は、理事会の議を経て行う。 附 則 この規程は、平成23年 年7月29日から施行する。 『社団法人全国日本学士会アカデミア賞受賞者選考細則』(平成23年7月29日 理事会決定) (目的) 第1条 この細則は、社団法人全国日本学士会アカデミア賞規程第5条に基づき、アカデミア賞受賞者の選考に関し、必要な事項を定める。 (選考委員会) 第2条 受賞者の選考を円滑に実施するため、本会理事会にアカデミア賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。 2 委員会は、理事会が委嘱した委員(4~5名)で組織する。 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。 (選考委員会委員長) 第3条 選考委員会に委員長(以下「委員長」という。)を置く。 2 委員長は、理事会が委員の中から委嘱する</p>

委員等は、必ず委員の下から委嘱する。

3 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

(受賞候補者の推薦)

第4条 受賞候補者は、推薦員が推薦する。

2 推薦員は、委員会が会員及び有識者の中から委嘱する。

3 推薦員は、受賞候補者を所定の推薦書により、定められた期日内に委員会へ提出するものとする。

4 推薦員が推薦できる受賞候補者は、1名とする。

(受賞候補者の選考)

第5条 受賞候補者の選考は、委員会において審査のうえ、受賞候補者若干名を決定する。

2 委員長は、委員会における選考経過及び選考結果を、会長に答申するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 会長は、委員会からの答申を理事会に附議し、受賞者を決定する。

(副賞等)

第7条 アカデミア賞の副賞として、金20万円、時計及びメダルを授与する。

2 授与式は、毎年2月に実施する。

(補則)

第8条 本細則に定めるものの他、選考に必要な事柄は、会長が決定する。

附 則

この規程は、平成23年7月29日から施行する。

(5) 選考委員会

『平成25年度アカデミア賞受賞候補者選考委員会』

常務理事 迫田 太(毎日新聞社顧問)委員長

” 武田 道子(医)財団康生会武田病院名誉院長

” 岡本 民夫(京都ボランティア協会理事長)

” 西本 清一(京都産業技術研究所所長)

専務理事 岡田 和男((社)全国日本学士会事務局長)

① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	3,571,665 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	1,150,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について

平成30年3月23日開催の理事会において、平成30年度アカデミア賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)設置が承認された。選考委員会においては、同年7月1日付文書にて、全会員を対象に、8月末締切りとする平成30年度アカデミア賞受賞候補者の推薦を要請した。

その結果、文化部門2名、文化・社会部門1名、社会部門2名、国際部門2名、計7名の候補者の推薦が得られた。

得られた7名の候補者について、選考委員会による書類審査、選考を経て、11月16日開催の理事会において、3名のアカデミア賞受賞者を決定した。

翌年2月8日京都・新都ホテルにおいて、平成30年度アカデミア賞授賞式を挙行し、各受賞者に対しアカデミア賞を授与するとともに、関連する記念講演会を開催した。

「文化・社会部門」

内藤 正明氏: 滋賀琵琶湖環境科学研究センター長、京都大学名誉教授

「社会部門」

野中 ともよ氏: N`PO法人 ガイア・イニシアティブ 代表理事、元三洋電機(株)代表取締役会長

「国際部門」

中根 史郎氏: (株)中根庭園研究所代表取締役、樹木医、日本庭園学会理事

① 当該事業に係る公益目的支出の額	4,301,284 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	1,915,000 円
③ (①-②)の額	2,386,284 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	4,301,284 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	1,915,000 円

①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由^{注1}

計画作成時点の見込みに比べ、当該事業年度の実施事業収入額が見込額を上回ったものの、公益目的支出額も見込額を上回り、公益目的収支差額が計画における見込額を下回ったものである。

公益目的収支差額と計画額との差額は3万5千円程度であり、今後の実施事業の規模を鑑みても、公益目的支出計画全体の実施に関し影響を与えるものでないとする。

注1: この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 ^{注2}	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に 取得した場合の 取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
ハ 1	電話加入権	666 円	円	37,492 円	37,492 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用
a 1	建物	円	円	3,391,622 円	3,272,916 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用
a 2	建物附属設備(電気設備等)	円	円	25,891 円	14,008 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用
a 3	什器備品(その他多数)	円	95,313 円	113,908 円	74,180 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用

注2: 算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 収益の額	②実施事業 収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注3}
表彰事業受取協賛金	1,915,000 円	1,915,000 円	表彰事業に対する寄付金である。
	円	円	
計	1,915,000 円	1,915,000 円	

注3: 実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 費用の額	②公益目的 支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注4}
その他	4,301,284 円	4,301,284 円	異なる費用科目はないため①と②は同額である。
	円	円	
計	4,301,284 円	4,301,284 円	

注4: ①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	2	助成事業

(1) 計画記載事項

事業の概要
<p>(1)趣旨 我が国の初等・中等及び高等教育の現場において、日々、教育改善を実践する教員に対し助成することを通じ、教育の振興・促進を図る。</p> <p>(2)アカデミア教育研究助成</p> <p>【事業内容】 日本の小学校、中学校、高等学校及び大学における教育改善の研究に携わり、その研究に基づき、自らが教育現場で教育改善を実践し、顕著な教育効果を挙げていると認められる教員、教員グループ及び団体に対し、表彰状の贈呈と以下の額を助成する。 〔総額200万円以内〕</p> <ul style="list-style-type: none">・個人研究 5万円～10万円・グループ・団体研究 10万円～20万円 <p>【募集方法】(公募) 選考委員会が作成した応募要領を、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会に送付し関係教育機関への周知を要請するとともに、HPに掲載し、広く公募を図っている。</p> <p>【選考方法】 「アカデミア教育研究助成事業規程」・「アカデミア教育研究助成事業実施細則」の定めに沿って選考</p> <ul style="list-style-type: none">・理事会のもとに設置されたアカデミア教育研究助成選考委員会において、応募要項作成・公募・応募資料等に基づき、選考委員会委員による書類選考・情報収集・選考委員会において、助成候補の選考・決定・委員長により選考経過及び選考結果を、理事会に答申・理事会において、助成対象の決定 <p>【公表】 助成対象のHP上での掲載、授賞式の開催を通じ、広く社会一般に公表</p> <p>(3)財源等 受取助成事業協賛金を財源とする。</p> <p>(4)規程・細則 『社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業規程』 (平成23年12月1日 理事会承認)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、社団法人全国日本学士会(以下「本会」という。)定款第5条第1号に定める助成事業に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(名称) 第2条 この助成事業は、社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業(以下「助成事業」という。)と称する</p> <p>(対象) 第3条 この助成事業は、小・中・高及び大学に勤務する教員のうち、個人、教員グループもしくは団体が行っている教育改善に関する実践的研究を対象に、顕著な教育効果を収めている成果に対し、助成金を授与する。</p> <p>(助成額) 第4条 この助成事業は、毎年度実施し、総額200万円以内の予算の範囲内で実施する。</p> <p>(公募) 第5条 この助成事業は、公募を原則とする。</p> <p>(選考委員会) 第6条 この助成事業を円滑に実施するため、本会理事会にアカデミア教育研究助成選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(決定) 第7条 この助成事業は、理事会で決定する。 2 この助成事業を決定したときは、文書により採択者に通知するとともに、本会のホームページで公表する。</p> <p>(選考方法) 第8条 この助成事業に選考に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(助成金の交付) 第9条 この助成事業の採択を受けた者(以下「被採択者」という。)への助成金の交付は、金融機関預金口座への振り込みによるものとする。 2 被採択者は、所定の振込口座届を本会に提出しなければならない。</p> <p>(採択の取消し・助成金の返還) 第10条 被採択者が申請書類、報告書類、その他関係書類に虚偽の記載をしたとき、採択を取り消し、助成金を返還させる。</p> <p>(補則) 第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項については、理事会が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成23年12月1日から施行する。</p> <p>『社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業実施細則』 (平成23年12月1日 理事会決定)</p>

(目的)

第1条 この細則は、社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業規程(以下「実施規程」いう。)第8条に基づき、アカデミア教育研究助成事業(以下「助成事業」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(募集)

第2条 助成事業の募集は、応募要項をもって公募する。

(募集要項)

第3条 応募要項は、実施規程第8条に定める社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成選考委員会(以下「委員会」という。)が策定し、理事会の承認を得るものとする。

2 応募要項は、社団法人全国日本学士会(以下「本会」という。)のホームページで公表するとともに、理事会で予め定められた関係機関に送付する。

3 応募要項には、次の事項を記載するものとする。

- ・助成の趣旨、助成種別及び助成対象に関する事項
- ・募集期間及び応募方法に関する事項
- ・選考及び採択に関する事項
- ・助成金に関する事項
- ・個人情報の取扱いに関する事項
- ・その他助成事業の募集に必要な事項

(委員会)

第4条 委員会は、4名以上10名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、会員並びに学識経験者等から理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、会長が指名した委員をもって充てる。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。

(選考方法)

第5条 助成事業の選考は、委員会が応募書類の審査によって行う。ただし、委員会が必要と認めたときは、追加資料の提出や申請者またはその関係者を選考委員会に招致して説明を求めることができる。

2 審査に当たっては次の事項に着目し、選考する。

- ・本会の助成事業としての適合性
- ・学術及び教育的効果と社会的意義
- ・実績と成果

(答申)

第6条 委員長は、委員会における選考経過及び選考結果を、理事会に答申するものとする。

(補則)

第7条 本細則に定めるものの他、選考に必要な事柄は、会長が決定する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(5)選考委員会

『平成25年度アカデミア教育研究助成選考委員会』

委員長 西本 清一 (社)全国日本学士会理事・京都市産業技術研究所所長

委員 林 哲介 (社)全国日本学士会理事・京都大学名誉教授

” 村田 隆紀 元京都教育大学学長

” 柴原 弘志 京都市教育委員会指導部長

” 岡田 和男 (社)全国日本学士会専務理事・事務局長

① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	1,135,835 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	400,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について

平成30年3月23日開催の理事会において、平成30年度～平成31年度アカデミア教育研究助成選考委員会(以下「選考委員会」という。)設置が承認された。

選考委員会においては、7月初めに応募期限を9月末とする「平成30年度アカデミア教育研究助成応募要項」を、本会HPへ掲載するとともに、本会と関係が深い教育機関並びに各都道府県及び政令指定都市の教育委員会等へ送付するなど、広く周知に努めた結果、団体研究1件の応募が得られた。

応募のあった団体研究1件について、選考委員会における書類審査、意見聴取等の選考を行った結果、「教員個人・グループ等による自発的・意欲的な教育実践研究を支援」とする本教育研究助成の趣旨を鑑みて、本教育研究助成を授与するに値する取組と認められなかったため、採択しないとした。

11月16日開催された理事会において、選考委員会報告のとおり、今年度は採択無しとした。

① 当該事業に係る公益目的支出の額	890,388 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
③ (①-②)の額	890,388 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	890,388 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円

①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由^{注1}

当該事業年度における助成事業は実施したものの、本助成を授与するに相応しい教育研究が得られなかったため協賛金を募ることが出来なかった。その結果、当該事業年度において計上する実施事業収入額は0円となるものの、公益目的支出額が計画作成時点の見込額を下回ったため、公益目的収支差額が計画における見込額を上回ったものである。公益目的収支差額と計画額との差額は16万円程度であり、今後の実施事業の規模を鑑みても、公益目的支出計画全体の実施に関し影響を与えるものではないと考える。

注1: この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 ^{注2}	資産の名称	時価評価資産の算定日の時価	移行後に取得した場合の取得価額	前事業年度末日の帳簿価額	当該事業年度末日の帳簿価額	使用の状況
ハ 1	電話加入権	333 円	円	18,746 円	18,746 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用
a 1	建物	円	円	1,695,811 円	1,636,458 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用
a 2	建物附属設備(電気設備等)	円	円	12,946 円	7,004 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用
a 3	什器備品(その他多数)	円	47,657 円	56,954 円	37,090 円	計画記載通り引き続き当該事業で使用

注2: 算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注3}
助成事業受取協賛金	0 円	0 円	今年度助成事業は実施したものの助成するに相応しい教育研究が得られず、受取協賛金を募ることができなかったため、計上する収益金は無い。
	円	円	
計	0 円	0 円	

注3: 実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②公益目的支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注4}
その他	890,388 円	890,388 円	異なる費用科目はないため①と②は同額である。
	円	円	
計	890,388 円	890,388 円	

注4: ①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

(4)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について】

損益計算書の「実施事業等会計」において「共通」の会計区分を設けている場合、その収益・費用について記載してください。「共通」の会計区分を設けていない場合は、本表の作成は不要です。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注1}
	円	円	
	円	円	
計	0円	0円	

注1: 実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②公益目的支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注2}
	円	円	
	円	円	
計	0円	0円	

注2: ①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

別表A〔公益目的支出計画実施報告書〕

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 ^{注1}
特に記載すべき内容は無い。

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記入してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 ^{注2}
特に記載すべき内容は無い。

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記載してください。